

会 議 録		令和 5 年10月10日作成	令和 9 年 3 月末日廃棄
会議名	京都府八幡警察署協議会（令和 5 年度第 2 回）		
開催日	令和 5 年 9 月 27 日（水曜日）		
時 間	午後 1 時 25 分から午後 3 時 05 分までの間（ 100 分）		
場 所	京都府八幡警察署		
出席者	石川会長、神道副会長、坂口委員、上村委員、松浦委員、溝口委員、 圓委員、山本委員 （欠席 嵩 委員） 計 8 人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、 刑事課長、交通課長、警備課長、広聴相談係長 計 10 人		
諮 問 事 項	八幡警察署の災害への取組について		
会 議 内 容	<p>1 会長挨拶司会 会長</p> <p>2 署長挨拶</p> <p>3 報告事項（前回会議の質疑回答）</p> <p>（1）信号機（柱）の活用について～生安課長</p> <p>（2）買屋橋南側の横断歩道の移設について～交通課長</p> <p>（3）内里今福の通行禁止規制道路対策について～交通課長</p> <p>4 協議</p> <p>（1）諮問事項説明</p> <p>ア 八幡警察署の災害への取組について～警備課長</p> <p>イ 機動隊による装備品展示・訓練～機動隊</p> <p>（2）諮問事項に対する質疑等</p> <p>ア 災害時の取組に関する質疑</p> <p>【委員】八幡市内里には高齢者が多い。</p> <p>災害時、緊急的に避難をしなければならない場合、例えば歩行困難な高齢者を軽トラックの荷台に乗せると、これは交通違反となるのか。</p> <p>また、災害時の緊急事態に荷台に人の乗車が可能であれば、その旨を広報紙等に記載し案内すれば、避難時に迷うことがないのではない</p>		

会 議
内 容

か。

【警察】車両荷台に積載物があり、積載している貨物を看守するための必要最小限度の人員以上に人が乗車することは、道路交通法に定める「設備外乗車」の違反になる。

しかし、東日本大震災発災時のように津波から逃れるなど、人の生命に危険が迫る緊急時においては、警察官は警察官職務執行法に定める避難措置として、当然命を守ることを最優先にして、交通違反として問疑しないと思う。

災害の規模や緊急度合い等から判断されるものであり、災害であれば設備外乗車の違反除外となるものではない。荷台に高齢者等を乗車させることによって、転落等の事故を惹起させた場合、当然運転者は責任を負うことになる。

よって、提案のあった広報紙等への掲載については、できないものとする。

また、住民の避難時の対応に関しては、気象情報や災害情報を確認していただくとともに、避難するいとまがない状況であれば建物の2階など高所への避難等、身の安全を守る行動をとるようお願いしたい。

【委員】八幡市からも、ぎりぎりのタイミングとならないように、早めの避難をお願いしている。

また、平時から居住地のハザードマップの確認、八幡市防災アプリの活用、避難場所等を確認するため「水害等避難行動タイムライン」の作成を自治会や市民へ呼び掛けており、災害に対するあらかじめの対策をお願いしたい。

【委員】平成24年の豪雨災害時に馬場グラウンド付近の道路が冠水し、車両がスピードを落とさず走行し波が立ち、泥や水が道路沿いの家屋前の土嚢を超えて家屋に浸水したことがあった。当時消防団員として現場道路の規制に当たったが、規制に従わないドライバーが多くいた。

この場合、警察官を要請すれば対応していただけるのか。

【警察】当署管内には浸水により車が水没するアンダーパスもあり、ドライバーの生命に危険が及ぶことから、車両通行禁止等の交通規制が必要なときは110番等していただき、現場対応を行う。

【委員】八幡市では、今年1月に八幡市役所の新庁舎が開所し、7月に八幡署と府警ヘリコプターによる庁舎屋上ヘリポートでの離着陸等の合同訓練をさせていただき、非常に有意義な訓練ができた。更に本日は、警察の災害に対する対策や訓練等、多くの取組についての説明を受け、日頃の訓練や準備の大切さを改めて実感した。

【警察】今後も八幡市を始め、関係機関との連携を強化し、情報共有を行う

会議 内容	<p>とともに、八幡市民の安全・安心のため日々の対策や訓練に努めていく。</p> <p>イ 機動隊による装備品展示・訓練に関する質疑</p> <p>【委員】 災害救助を専門に行う隊員はどの位いるのか。</p> <p>【警察】 機動隊員は災害救助のほか、爆発物の処理や警衛警護、各種の警戒警備等を任務としているので、災害救助のみを担当する隊員はいないが、平素から、災害時の救助活動等の訓練を行い、発生時の対応に備えている。</p> <p>また、日頃は交番で勤務するなどしている警察官も、災害の規模等に応じて機動隊員として災害警備に従事することもあり、有事に備えた訓練を実施している。</p> <p>5 事務連絡</p> <p>次回は12月の開催を予定しており、会長と協議して日程等調整し、議題とともに後日通知を行う。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
----------	--

第2回京都府八幡警察署協議会の開催状況

